



背景

明和8年(1771)、上下麻生村と下五ヶ村(八倉・徳丸・出作・宮之下・上野)の水争いが起こり、死傷者が出ました。宮之下村と上野村が幕府領でしたので、裁判は幕府が直接備中(現在の岡山県南西部)で行いました。上下麻生村の者ははじめから加害者扱いされ、審理は長く続きました。この中で、下麻生村の組頭・窪田兵右衛門は郷里のことを考え、一身を犠牲にして首謀者と名乗り、倉敷の刑場で処刑されました。兵右衛門は義民として、砥部町八倉集会所裏の墓地に手篤く葬られています。この明和水論を契機として、赤坂泉がつくられました。

アクセス 窪田兵右衛門の墓と碑

- 松山ICより南西へ直線距離約1.5km
- 砥部町八倉210 砥部町の八倉集会所
- 緯度経度 北緯33度47分12秒, 東経132度46分29秒



世のため人のために一身を犠牲にして尽くした人のことを「義民」と言います。

明和八年(一七七二)夏は大干ばつでした。六月八日、八倉・徳丸・出作・宮之下・上野の下五ヶ村の農民七〇〇人が堰を切り落としたため、上麻生村と下麻生村の二〇〇余名と矢取川で乱闘となりました。この乱闘で死者二名と多数の重傷者を出しました。

水争いに関係した村々は、上麻生村と八倉村は大洲藩領、下麻生村は新谷藩領、徳丸村と出作村は松山藩領、そして宮ノ下村と上野村は幕府領でした。騒ぎが大きかったことと、天領から死者が出たため、一二月には勘定奉行から、関係者を備中代官へ差し出すよう命令が下されました。各村の庄屋・組頭・百姓代など三七〇余名が、翌明和九年(一七七二)二月に役人付き添いで郡中港を出発し備中へ出頭しました。当時、備中代官所陣屋は倉敷にあり、出張陣屋が笠岡に設けられていました。

吟味を受けた者のうち、上麻生村と下麻生村の者は初めから加害者扱いで牢舎につながれましたが、他の者はいずれも宿預かりという形でした。乱闘の際のことですので、首謀者も加害者も明らかになるはずありませんが、審理が長く続く中で、下麻生村の組頭兵右衛門が自分が首謀者であると名乗り出ました。村のみんなを助けるために我が身を犠牲にしたのです。

安永三年(一七七四)二月二三日、倉敷の判決で兵右衛門は死罪となり、その刑は即日執行されました。三五歳でした。砥部町八倉集会所前には兵右衛門の辞世の句碑が置かれています。

「如月のあわれたずねよ法の道」